

## 令和2年度第3回生駒市都市計画審議会 会議録

### 1. 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和3年2月26日(金)
- (2) 開閉時刻 午前10時から11時30分
- (3) 場所 市役所4階大会議室

### 2. 委員の出欠

#### (1) 出席者

(委員) 増田会長・中谷副会長・伊木委員・梶井委員・嘉名委員・田中委員・西村委員・鐵東委員・中本委員・森岡委員

(事務局) 北田都市整備部長・有山都市計画課長・井上都市計画課課長・内蔵都市計画課課長補佐・浜田都市計画課主幹・三木都市計画課技師・淡路谷都市計画課事務員

#### (2) 欠席者

東委員・荒川委員・佐藤委員・松中委員・猪原委員

### 3. 会議の成立

上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

### 4. 会議の公開・非公開の別 公開

### 5. 傍聴者数 1名

### 6. 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 説明用資料1 第1号案件 特定生産緑地の指定について(意見聴取)
- (3) 説明用資料2 その他案件(1) 次期生駒市都市計画マスタープラン(素案)について(報告)

## 7. 次第

(1) 開会

(2) 案件

第1号案件 特定生産緑地の指定について（意見聴取）

(3) その他

(1) 次期生駒市都市計画マスタープラン（素案）について（報告）

(4) 閉会

## 8. 審議結果等

(1) 第1号案件 特定生産緑地の指定について（意見聴取）

・案件について事務局から説明

・質疑など

委員 農業委員会で毎年、現地を確認しているが、特定生産緑地に指定された場合、標柱は従来と違う表示がされるのか。現地調査を担当する地元の農業委員が特定生産緑地に指定されたことがわかるよう表示してほしい。

事務局 何らかの方法で客観的にわかるよう表示方法を検討したい。

・意見

特に意見なし。

(2) その他案件(1) 次期生駒市都市計画マスタープラン（素案）について（報告）

・都市計画マスタープラン策定検討部会部会長から報告

部会長 昨年8月に進捗状況を報告した後、11月に現地踏査を行うなど詳細について議論を重ねてきた。

都市計画マスタープランは、都市計画法18条の2に書かれている市町村の方針であり、原則は都市計画のルールや実現手法を記載するものである。今回の都市計画マスタープランは、総合計画との連携を深め、都市計画だけでは実現できない、市民の暮らしに重点を置きまとめたのが大きな特徴である。

住宅都市として発展した生駒市は、ニュータウンが多く良好な住環境が売りであるが、これからはもう少し多様性のあるまちづくりを進めていく必要があり、住宅地としての良さを活かしながら、持続可能性、スローライフ、みどり豊かな環境を楽しめるなど多様性を提供できるまちに方向性を変えていくため「住まい

方・暮らし方を選択できるまち」を目標として設定した。

どのように市民の皆様にお伝えしていくかを検討し、住まいと暮らしをつくる戦略ストーリーとして、暮らしに寄り添ったかたちで書き込む工夫をした。空間の運用等については、都市空間を形成する4つの視点として、土地利用やアクセスの考え方、誰もが生活しやすい圏域、空間を活用した活動について記載した。3章は土地利用の方針や都市づくりの方針をまとめている。4章は圏域別の方針として、アンケートなどで把握した市民の生活などを考慮のうえ10圏域を設定し、その中での都市計画や取り組んでいく内容を記載した。5章では、計画の推進と見直しの方針として、総合計画と連動して進捗管理を行うこととした。

・案件について事務局から説明

・質疑及び意見

委員 p 序-4「居心地が良く歩きたくなるまちなか」について、これまでの検討過程で、都市計画が健康づくりに繋がる具体的な提案、ご意見などが出ていれば教えてほしい。

部長 駅前周辺に、生活に必要な機能を集積するとともに歩いて楽しめるようなまちなかにしていくことで、歩くことを日常の生活の中に組み込み、健康づくりに繋げていくことを考えている。また、郊外の勾配がきつい生活道路を少しずつ改善していくことで暮らしやすいまちづくりを進めていこうという議論はあった。

事務局 p3-7 方針 3-1 誰もが安心して健康に暮らせる都市空間の形成を方針として「健康増進に資する空間づくり」を進めていくため「スポーツレクリエーション活動が活発に行える空間づくり」や「生駒健康ウォーキングマップの活用」、「健康づくりリーダーの養成」などに取り組んでいくことを記載している。

会長 概要版で都市空間像の視点4「空間を活用した活動を育む場の創出」で「遊休空間等の活用により」とあるが、今まで使いこなせなかった公共空間についての記述もあったほうがよいのではないか。

p3-3 土地利用方針図について、低層住宅地が水色で描かれているが、水色は工業系用途地域の印象がある。黄色系または緑色系に変えたほうがよいのではないか。

p3-5「災害に強い都市（防災）」とあるがレジリエンスと表現したほうがよいのではないか。

p5-1 概念図で住民と行政の関わりの役割分担が描かれているが、連携を考える

とこの表現は無いほうがよいのではないか。

p5-4「地域まちづくりの推進の基本的な考え方」について前回の都市計画審議会では、コミュニティには、地縁型のコミュニティ、テーマ型のコミュニティ、緩やかなコミュニティがあると説明があったが、緩やかなコミュニティについての記述が抜け落ちていないか。顔見知りになるような場所で少し挨拶ができるなど、緩やかなコミュニティは住み心地よさや安心感に繋がるものである。良い提案であるので残したほうが良いと感じる。

部会長 土地利用方針図の着色については、市街化調整区域の土地利用方針も重視したことから市街化調整区域を緑色で表現している。そのため、低層住宅地を青色としたが、再検討したい。

レジリエンスの表現については、もう一度考えたい。

住民と行政の関わりの役割分担の表現は、本計画は総合計画のように市民の暮らし全般に関わることを特徴としているため、責任があいまいになることを避ける意味合いで、このように表現しているが、都市づくりの主体と役割の記述もあるため無くても良いと考える。

サードプレイスの件は、ぜひ追記したいと思う。

委員 p3-2 土地利用の方針にある田園集落ゾーンは、市内の多くの面積を占めている。活力がある地域もあるが、全体としては地域力の低下は否めないと思う。テレワークの進展により、新規就農希望者が出てきているが、法律的な壁があり新規参入できない事例も出てきている。農地法上の問題は別として、都市計画法制度を活用し特別区などを設定するなど、転入・定住の促進や生駒の活性化につながる具体的な方策を考えられているか。

事務局 田園集落ゾーンは市街化調整区域であり、非常に制限が厳しい地域である。しかし、都市計画法の弾力的な運用によって観光に特化した地域では既存の建築物等を他の用途に転用できるような仕組みもある。奈良県内では代表的な寺社仏閣がある市街化調整区域で運用されているが、本市の市街化調整区域にある観光資源においても、そのような運用を可能としていく検討を進めたい。また、若いクリエイターが自然環境を求めて移住してきている事例もあり、そうした方と地元の農家とのつながりによって、田園空間の保全に繋がってほしいという思いである。

部会長 都市計画法上の特別区で市街化調整区域を開発するのは今のところ制度上無

く、市街化調整区域は都市計画法上でかなり制約があるというのが実情であるが、方法として無くはないので、考える必要はある。

会 長 今回の検討においては、駅勢圏における都市づくりや人々の暮らしなどを考慮した検討を進め势力的にまとめていただいた。今回、審議会への報告をいただいたので、今後は、議会へ報告しパブリックコメントへと進んでいくこととなる。